

「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」及び「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン及び原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針に基づく異議申立手続要綱」改訂案に対するご意見への回答

	頂いたご意見・ご質問	ご意見に対する考え方
1	<p><u>総論</u></p> <p>今回の改訂は、OECD 環境コモンアプローチを踏まえた内容であり、世界銀行の環境社会スタンダード（ESS）や国際金融公社（IFC）のパフォーマンススタンダードといった世界的な基準に沿ったものと理解している。</p> <p>新たに環境社会配慮について、自然環境への配慮のみならず、近年の世界的潮流である人権配慮が含まれることを明文化したことや、異議申立制度の拡充など積極的な対応については産業界も賛同する。また、FAQ の充実により、情報公開の可能なケースの例示などより具体的な指針が示されたことを評価する。</p> <p>一方、ODA プロジェクトとは異なり、民間ベースの事業を進める上では、商業上の守秘義務や効率性について考慮する必要があり、我が国の競争力を阻害することのないよう他国の輸出信用機関（ECA）とのイコールフットィングが確保された適切な運用がなされることを要望する。</p> <p>加えて、産業界は長引く新型コロナウイルス禍による世界経済へのダメージやロシアによるウクライナ侵攻に端を発する原材料・物流コストの急激な上昇など未曾有の状況下であり、環境保全・改善に資するプロジェクトや、温室効果ガス排出削減等、地球環境保全に貢献するプロジェクトの促進について、日本政府の政策を踏まえつつ、積極的な支援の継続をお願いしたい。</p>	<p>ご認識のとおり、今回の改訂は、OECD 環境コモンアプローチに加えて、環境社会配慮確認の国際的な基準である世銀 ESS や IFC パフォーマンススタンダードの内容を踏まえたものです。</p> <p>OECD 環境コモンアプローチでは、公的輸出信用における ECA の役割と支援に際しての環境社会配慮に関する責務が謳われており、今後の運用においても、他国 ECA とのイコールフットィングの確保に配慮しつつ、適切な環境社会配慮確認を行っていく所存です。</p> <p>また、JBIC は、JBIC が行う全ての出融資・保証の対象となるプロジェクトについて環境社会配慮が適切になされるよう促す一方で、我が国政府の政策を踏まえつつ、環境保全／改善に資するプロジェクトや、温室効果ガス排出削減等、地球環境保全に貢献するプロジェクトについて引き続き積極的に支援する方針です。</p>
2	<p><u>第1部 3. 環境社会配慮確認に係る基本的考え方</u></p> <p><u>(4)環境社会配慮の適切性を確認するための基準</u></p> <p>環境社会配慮等の「基準のベンチマークとしての参照については、OECD コモンアプローチを踏まえた対応を行う。」ことが明記されたことを支持する。我が国の競争力を阻害することのないよう他国の輸出信用機関（ECA）とのイコールフットィングが確保された適切な運用がなされることを要望する。</p>	<p>今後の運用においても、他国 ECA とのイコールフットィングの確保に配慮しつつ、適切な環境社会配慮確認を行っていく所存です。</p>
3	<p><u>第1部 4. 環境社会配慮確認手続き</u></p> <p><u>(1)スクリーニング (2)カテゴリ分類 (3)カテゴリ別の環境レビュー</u></p> <p>「4.環境社会配慮確認手続き」、特に「(1)スクリーニング、(2)カテゴリ分類、(3)</p>	<p>環境ガイドラインは、JBIC が行う全ての出融資・保証の対象となる</p>

	<p>カテゴリ別の環境レビュー」について、JBIC が特定のプロジェクトに関係なく法人に出資（株式取得）を行う場合の手続きを別途ガイドライン本文に明記すべきである。</p> <p>理由：現行ガイドライン及び改訂案の書きぶりは、カテゴリ FI に係る記述を除き、主に特定の「プロジェクト」を想定した環境社会配慮に係る手続きであるため、特定の法人への出資に係る JBIC の意思決定に至るまでのスクリーニング、カテゴリ分類、カテゴリ別の環境レビューが具体的にどのように実施されるか、その手続きは依然として明確な規定がないままである。また、この点については、「環境ガイドライン改訂に伴う FAQ の変更及び追加について（JBIC）」においても具体的な記述はない。</p> <p>たとえば、当該法人等が行う主なプロジェクトや取引が「一般的に影響を及ぼしやすいセクター」である場合に JBIC が環境社会配慮上どう判断して意思決定すべきか、あるいは、当該企業のどのようなポリシーを確認して意思決定を行なうのかが、別途手続きがガイドラインに明記されるべきであると考え。少なくとも、FAQ での解説が必要ではないか。</p> <p>仮に、「環境ガイドライン改訂に伴う FAQ の変更及び追加について（JBIC）」の「既存の FAQ の変更について 2.」において追記されている『「追加設備投資を伴わない権益取得案件」』以外の場合においても、上記と同様、借入人等の事業特性等のネガティブ・チェックをした上で、必要に応じ借入人等の環境社会配慮に関するポリシー等も確認し、環境への望ましくない影響が最小限かあるいは全くないと考えられると判断する場合に、「カテゴリ C」と分類することになります。」との説明が、特定プロジェクトが想定されない法人への出資ケースについても該当するのであれば、その点が明確にわかるよう記述を修正していただきたい。</p> <p>なお、現行ガイドライン及び改訂案では、全般の書きぶりが「プロジェクト」を対象とした環境社会配慮となっているため、そもそも、特定の法人への JBIC の出資が本ガイドラインの適用対象となりうるのか、あるいは、別途手続きを規定すべきかについては、更なる議論が必要ではないかと考える。</p>	<p>プロジェクトを対象に、その基本方針や手続き、プロジェクトに求められる環境社会配慮について示したガイドラインであり、これには出資も含まれます。JBIC は、公的政策金融機関として、「プロジェクトが環境や地域社会に与える影響を回避または最小化し、受け入れることのできないような影響をもたらすことがないように、プロジェクト実施主体者により適切な環境社会配慮がなされていることを確認する」との基本方針の下、基本的には適用する金融メニューによってプロジェクトに求める環境社会配慮を変えるべきではないと考えています。そうした考えに基づき、JBIC が行う出融資・保証の対象となるプロジェクトは、ご指摘のケースを含めて全て、環境ガイドラインに沿った環境社会配慮確認手続きの対象となります。</p> <p>そのうえで、今回新たに追加する FAQ（「環境ガイドライン改訂に伴う FAQ の変更及び追加について（JBIC）」の「1.既存の FAQ の変更について」の 3）では、ステークホルダーの皆様から寄せられたご意見や JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合の議論を踏まえ、「追加設備投資を伴わない権益取得案件」の場合、スクリーニング用フォームおよび借入人へのヒアリングを通じ、「影響を及ぼしやすい特性」や「影響を受けやすい地域」に該当しないこと、既に行われているプロジェクトが現地住民より強い苦情等を受けていないこと等の要因も確認（ネガティブ・チェック）したうえで、必要に応じ借入人等の環境社会配慮に関するポリシーやその環境社会配慮実施能力も確認すること、そして、「追加設備投資を伴わない権益取得案件以外」の場合、即ちあらゆるケースにおいても、同様の確認を行ったうえでカテゴリ分類を行うことを示したものであり、これは出融資・保証の全てが対象となるため、ご指摘のケースについても含まれます。この点については、上記のとおり、趣旨は明確と考えていますため、追加的な記述の修正は特段必要ないものと考えています。</p>
4	<p>第 1 部 4. 環境社会配慮確認手続き</p> <p>(3)カテゴリ別の環境レビュー カテゴリ A</p> <p>プロジェクトがもたらす「負の影響については、プロジェクトによる重大な人権</p>	<p>JBIC として、今回の改訂では、ご指摘の追記に加えて、「前書き」で</p>

	<p>侵害が発生する可能性が高い場合も含まれ、かかる可能性がある」と判断された場合、人権配慮確認を行う。」ことが追記されたことは、近年の世界的潮流である人権配慮に対する積極的な対応として賛同する。一方、民間ベースの事業を進める上で、商業上の機密保持や効率性について考慮する必要があり、人権配慮の対象は当該プロジェクトに直接起因し、事業の実施主体が自ら具体的に対応することが可能な事象に限定し、事業活動の過度な負担とならないようご留意いただきたい。</p>	<p>環境社会配慮に人権配慮が含まれる旨を明記しているとおおり、プロジェクトにおける人権面の配慮も重要な観点と認識しています。JBICが、環境ガイドラインに沿ってプロジェクト実施主体者による適切な環境社会配慮がなされていることを確認する際の考え方については、個別のプロジェクトにおいて具体的に対応可能で判断基準が明確な人権の側面について確認を行うこととしており、この考え方は、FAQ（「環境ガイドラインでは、人権についてどのように扱っているのですか？」）でも記載しています。なお、具体的な確認については IFC パフォーマンススタンダード等の国際基準に照らし確認していく所存です。</p>
5	<p>第1部 4. 環境社会配慮確認手続き (3)カテゴリ別の環境レビュー カテゴリ A</p> <p>プロジェクト所在国の環境アセスメントの手続き制度の内容や当該制度の有無にかかわらず、「第1部 4. (3)」において、カテゴリ A のプロジェクトに係る環境レビューにあたって提出が要件とされている「環境社会影響評価報告書」の内容には、代替案、緩和策、モニタリング計画、環境管理計画が含まれる旨、またそれらの内容が独立の文書あるいは他の文書の一部に含まれる場合がある旨をガイドライン本文乃至 FAQ にて明記すべきである。</p> <p>また、「第1部 5. (2) ②」に基づき、環境レビュー時に情報公開されるカテゴリ A のプロジェクトに係る「環境社会影響評価報告書」の内容には、代替案、緩和策、モニタリング計画、環境管理計画が含まれること、またそれらの内容が独立の文書あるいは他の文書の一部に含まれる場合があることをガイドライン本文乃至 FAQ にて明記すべきである。</p> <p>さらに、「第2部 2. カテゴリ A に必要な環境社会影響評価報告書」の項目として、「環境社会影響評価報告書には、プロジェクトがもたらす環境社会影響とその評価の他、代替案、緩和策、モニタリング計画、環境管理計画が含まれていなければならない」という内容を追記すべきである。</p> <p>理由：「第2部 1. (1) 基本的事項」及び「(2) 対策の検討」では、「このような環境社会配慮の検討の結果は、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは他の文書の一部として表されていなければならない。特に影響が大きと思われるプロジェクトについては、環境社会影響評価報告書が作成されなければならない」、また「モ</p>	<p>環境ガイドラインにおける環境社会影響評価報告書については、今回ステークホルダーの皆様から寄せられたご意見や JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合での議論を踏まえ、プロジェクト所在国の環境アセスメント手続制度に基づく環境社会影響評価報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書を併せて「環境社会影響評価報告書等」と定義している旨を FAQ で明確化しています。</p> <p>環境社会影響評価報告書の内容については、第2部 2. で「環境社会影響評価報告書には、コモンアプローチに規定されている事項が記述されていることが望ましい。」と規定したうえで、その具体的な項目や内容については環境ガイドライン第2部 2. に関する FAQ にて記載しています。</p> <p>また、ご指摘の第2部 1. (1) 及び (2) の記述に関しても、それぞれ対象プロジェクトに求められる環境社会配慮として重要な要素であり、環境社会配慮確認手続きでは、こうした点についても、プロジェクト所在国の環境アセスメント手続制度に基づく環境社会影響評価報告書及び必要に応じて環境社会影響評価報告書以外に JBIC が環境社会配慮確認のため借入人等から入手した文書等を通じて確認していきます。これらは、プロジェクト所在国の環境アセスメント手続制度につき相手国の主権を尊重しつつ、環境ガイドライン上定めた検討を行うに際し、必要に</p>

	<p>ニタリング計画、環境管理計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法が計画されていなければならない。特に影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、詳細な環境管理のための計画が作成されていなければならない」と明記されており、カテゴリ A のプロジェクトに係る環境レビューにおいて JBIC が確認する「環境社会影響評価報告書」の内容には、代替案、緩和策、モニタリング計画、環境管理計画が不可欠であるとともに、それらの内容が独立の文書あるいは他の文書の一部である場合が想定されている。</p> <p>しかし、現行ガイドライン及び改訂案では、カテゴリ A のプロジェクトに係る環境レビューにおいて JBIC が確認すべき「環境社会影響評価報告書」の定義として、代替案、緩和策、モニタリング計画、環境管理計画が含まれる旨が明示されていない。したがって、その点をガイドライン本文乃至 FAQ に明記し、運用を改善すべきであるとする。</p>	<p>応じその他の文書等を通じて確認していくという考え方に基づくものです。</p> <p>なお、こうした考え方や今回の議論も踏まえ、JBIC が環境社会配慮確認のために確認する文書として、「手続制度の対象で環境社会影響評価報告書が作成されているものの JBIC として環境社会配慮確認のために追加的に情報が必要と判断するような場合は、その他環境社会配慮確認に利用可能な文書等」が含まれることを今回 FAQ で明確化しています。これらの点については、上記のとおり、趣旨は明確と考えていますため、追加的な記述の修正は特段必要ないものと考えています。</p>
6	<p>第 1 部 4. 環境社会配慮確認手続き <u>(3) カテゴリ別の環境レビュー</u> 第 1 部 5. 当行の環境社会配慮確認にかかる情報公開 <u>(2) 情報公開の時期と内容</u></p> <p>弊団体は主にメコン河流域各国における開発事業の負の影響をモニタリングしており、今回の JBIC/NEXI ガイドライン改定にあたっては、他団体とともに、ガイドライン運用の中から見えてきた問題点を挙げて論点を多数提案させていただき、コンサルテーションでご説明、議論させていただいた。</p> <p>改訂案では人権配慮が明記されるなど改善も示されたが、採用された意見は指摘の一部に留まった点は憂慮している。特に以下の点については今一度、ご検討をいただくと幸いである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JBIC が実施したモニタリング結果の公開 ・ 国際的基準やグッドプラクティス等と大きな乖離がある場合の背景・理由等をどのように確認したのかの説明の公開 ・ 移転・補償の合意書の対象者への交付 ・ 環境レビューにおいて入手すべき文書と情報公開対象の明確化 <p>論点整理で示された JBIC/NEXI の考え方では、環境社会影響評価報告書に回避・緩和策が含まれていなくてもよいという結論と理解するが、もしそうなのであれ</p>	<p>JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合にご参加いただきありがとうございました。</p> <p>ご指摘の論点についての JBIC の考え方は、JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合及び論点整理表でもお示しさせていただきましたが、それぞれ以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JBIC が実施したモニタリング結果の公開：プロジェクト実施主体が実施したモニタリング結果については、そのモニタリング結果が実施国で一般に公開されている場合(プロジェクト実施者からウェブサイトで公開することについて了解が得られている場合も含む)、JBIC の HP で公開する方針です。他方、他国 ECA においても ECA 自身によるモニタリング結果の公開はしておらず、イコールフットイングの観点から、JBIC が実施したモニタリング結果の公開は考えておりません。 ・ 国際的基準やグッドプラクティス等と大きな乖離がある場合の背景・

	<p>ば、第1部4(3)カテゴリ別の環境レビューのカテゴリAにおいて、「負の影響については、これを回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価すると共に、さらに環境改善を図るための方策があれば当該方策も含めた評価を行う」「当行は、これらの文書の提出を受けて、環境レビューを行う」とされていることから、「これらの文書」を規定している①②③に追加もしくは①の中で、上述の方策について記された文書について言及すべきである。</p> <p>そして、当該文書も、環境社会影響評価報告書等と同様に、入手状況及び当該文書が環境レビュー時の情報公開対象であることを、第1部5(2)②環境レビュー時の情報公開、に追記すべきである。</p>	<p>理由等をどのように確認したのかの説明の公開：他国 ECA では、環境レビュー結果の公開をしていない機関も少なからずあるところ、イコールフットINGの考えに基づき、国際的基準等との乖離がある場合の結果の開示は考えておりません。</p> <p>・移転・補償の合意書の対象者への交付：合意の形式について一律に合意書の取り交わしを義務付けることについては、IFC パフォーマンススタンダード等の国際的な基準においても特に規定されておらず、移転や補償内容の合意に関する規定は、現行環境ガイドラインの内容で十分であると考えています。</p> <p>・環境レビューにおいて入手すべき文書と情報公開対象の明確化：環境ガイドラインにおける環境社会影響評価報告書については、上記5の回答を参照ください。情報公開に関しては、環境ガイドラインに基づき、JBIC として今後も借入人等を通じたプロジェクト実施者への働きかけにより、一層の情報公開の実現に努める方針です。そのうえで、環境社会影響評価報告書以外に環境社会配慮確認のために借入人等から入手した文書の情報公開については、プロジェクト実施者から、これら文書をウェブサイトで公開することについて了解が得られている場合には、ウェブサイトで公開する考えであり、今回その旨をFAQでも明確化しています。この点については、上記のとおり、趣旨は明確と考えていますため、追加的な記述の修正は特段必要ないものと考えています。</p>
7	<p><u>第2部 1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮</u> <u>(5)社会的合意及び社会影響、(7)非自発的住民移転</u></p> <p>今回の改訂により、被影響住民との協議、補償について国際金融公社のパフォーマンススタンダードを踏まえた世界的な基準に沿った、より人権に配慮する内容が追記された。外部環境の変化について継続的に検討がなされ、ガイドラインに反映されていることは評価に値するものと思われる。今後もガイドラインの改訂に際しては、産業界に対し事前の説明、意見聴取をお願いする。一方、プロジェクト実施国の国家的な判断に基づき諸事が策定される場合もあり、第三国である我が国が実行面において協力可能な範囲に留意しつつ、日本側が実効性のある対応をとれるようにしていただきたい。</p>	<p>環境ガイドラインの改訂は、今後も環境ガイドラインの規定に基づき、「我が国政府、開発途上国政府等、我が国の法人等、専門家、NGO等の意見を聞きつつ、透明性を確保して行う。ただし、コモンアプローチとの整合を図る必要があると認める場合には、透明性の確保を前提に」行っていく所存です。</p> <p>また、環境ガイドラインの運用に当たっては、今後も、関連する IFC パフォーマンススタンダード等の国際基準を参照しつつ、相手国の主権を尊重しつつ、環境社会配慮に係る相手国（地方政府を含む）、借入人及びプロジェクト実施主体者との対話を重視するとの基本方針及びプ</p>

		プロジェクト実施主体者に対し、プロジェクトの性質に応じた適切な環境社会配慮を行うことを促す、との基本的考え方に沿って環境社会配慮確認を行っていく所存です。
8	<p><u>第2部 5. チェックリストにおける分類・チェック項目</u> 「5. チェックリストにおける分類・チェック項目」の(分類)「1. 許認可・説明」及び(チェック項目)「・地域住民への説明」について、それぞれ「説明」ではなく、「協議」とすべきである。</p> <p>理由：現行ガイドライン及び改訂案では、「1. 許認可・説明」、また「地域住民への説明」と記載されているが、今回の改訂案の「第2部 1. (5) 社会的合意及び社会影響」において、住民協議における双方向のプロセスの重要性が確認されていることから、「1. 許認可・協議」、また「地域住民との協議」という表記がより適切であると考ええる。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第2部 5.チェックリストにおける分類・チェック項目について、「1. 許認可・説明／協議」及び「・地域住民への説明／協議」に修正します。また、同様の趣旨から、第2部 6.モニタリングを行う項目の1.についても、「1.許認可・説明／協議」に修正します。</p>
9	<p><u>FAQ</u> 「新しく追加する FAQ について」、「2 スクリーニングおよびカテゴリ分類」とあるが、「FAQ の分類」としては、「スクリーニングおよびカテゴリ分類」ではなく、「モニタリング」とすべきである。</p> <p>理由：「2 スクリーニングおよびカテゴリ分類」に記載のある内容は、カテゴリ C 案件のモニタリング段階に係る説明であると考えられることから、「FAQ の分類」としては、「スクリーニングおよびカテゴリ分類」ではなく、「モニタリング」とするのがより適切であると考ええる。</p>	<p>ご意見を踏まえ、ご指摘の FAQ(「環境ガイドライン改訂に伴う FAQ の変更及び追加について (JBIC)」の「新しく追加する FAQ について 2.」)については、「4.モニタリングに関するご質問」に新たに追加します。</p>
10	<p><u>FAQ</u> 「環境ガイドライン改訂に伴う FAQ の変更及び追加について (JBIC)」の「既存の FAQ の変更について 2.」における追記箇所に記載のある「事業特性等のネガティブ・チェック」とは、どのようなものであるか、具体的にご教示いただきたい。</p>	<p>ご指摘の FAQ (「環境ガイドライン改訂に伴う FAQ の変更及び追加について (JBIC)」の「既存の FAQ の変更について 3.」)における「事業特性等のネガティブ・チェック」とは、追加設備投資を伴わない権益取得案件の場合と同様、スクリーニング用フォームおよび借入人へのヒアリングを通じ、「影響を及ぼしやすい特性」や「影響を受けやすい地域」に該当しないこと、既に行われているプロジェクトが現地住民より</p>

		強い苦情等を受けていないこと等の要因も確認することを指しています。
11	<p><u>FAQ</u> 環境レビューの時点で入手・適用可能な環境社会影響評価報告書をすべて環境レビューの対象とすることをFAQに追加すること</p> <p>背景・理由：ガイドライン改訂コンサルテーション会合では、ホスト国の環境社会影響評価制度において、環境社会影響評価報告書が初期的なものと同様のものといったかたちで複数の段階で分かれている場合に、後者が作成・公開されているにもかかわらず、前者のみを環境レビューの対象とする限定的・恣意的な運用が行われている実態を踏まえ、ガイドラインにおいて環境社会影響評価報告書の定義を明確化するよう求めてきた。しかし、この提案は受け入れられていない。そこで、限定的・恣意的な運用を回避するために、本提案を行う。</p> <p>提案：環境社会影響評価報告書が複数存在するような場合、環境レビューの時点で入手・適用可能な環境社会影響評価報告書をすべてレビューの対象とする旨をFAQに追記すべきである。</p>	<p>環境ガイドラインにおける環境社会影響評価報告書については、今回ステークホルダーの皆様から寄せられたご意見やJBIC及びNEXIの環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合での議論を踏まえ、プロジェクト所在国の環境アセスメント手続制度に基づく環境社会影響評価報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書を併せて「環境社会影響評価報告書等」と定義している旨をFAQで明確化しています。</p> <p>JBICでは、これまででも上記の考え方の下、環境ガイドラインに沿った環境レビューを実施してきており、今回実施した過去5年間の実施状況調査においても、限定的・恣意的な運用が行われたような事例は特段なく、ご指摘には当たらないものと考えています。JBICは、今後も、プロジェクト実施主体者に対し環境ガイドラインに沿った適切な環境社会配慮の実施を促すことを通じて、JBICが行う環境社会配慮の透明性・予見可能性・アカウンタビリティの確保に努めていく所存です。</p>
12	<p><u>FAQ</u> 個別に情報提供を求められた場合の原則的な対応方法についてFAQに追加すること</p> <p>背景・理由：JBICに対して個別案件の情報提供を求めた際に「個別案件の検討状況についての回答は差し控えさせていただきます」との回答を受けることが多く見られる。しかし、現行ガイドラインでは「第三者に対し、求めに応じて当行は可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行う」と規定されており、「当行は、借入人等の商業上等の秘密には十分配慮し、情報公開の原則とこうした秘密を両立させる。(中略) 当行と借入人との間の契約上、情報開示が禁じられる情報については、借入人等の同意または法の要請により情報開示を行う」と規定されていることから、このような回答方法は不適切である。</p>	<p>JBICは、環境ガイドラインにおける情報公開に関する基本的考え方(第1部5.(1))に基づき、個別プロジェクトの環境社会配慮に関する情報の求めがあれば、借入人等の商業上等の秘密にも十分配慮しつつ可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行ってきており、これは環境ガイドラインに照らしても不適切なものはないと考えています。JBICは、今後も、環境ガイドラインに沿って、借入人等の商業上等の秘密には十分配慮しながら、可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行っていく所存です。</p>

	<p>提案：仮に個別案件の事情により、当該情報を公開しない場合には、当該情報が1) 商業上の秘密に該当するかどうかの有無、2) 公開にあたって借入人への同意が必要かどうかの有無、3) 借入人への同意の確認結果、の3点について回答することを原則とする旨をFAQで説明するべきである。</p>	
13	<p><u>FAQ</u> カテゴリ分類結果を公開したものの融資契約に至らず情報公開が終了する場合の手続きについてFAQに追加すること</p> <p>背景・理由：現行ガイドライン及びFAQでは、カテゴリ分類結果を公開したものの融資契約に至らず、情報公開が終了する場合の手続き・条件が明確化されておらず、第三者にとっては掲載を継続している理由や突然情報が削除された場合の理由がわからない状況である。</p> <p>提案：カテゴリ分類結果を公開したものの融資契約に至らず、カテゴリ分類結果の情報をウェブサイトから削除する場合の条件および手続きをFAQで説明するべきである。</p>	<p>JBIC が現在融資検討中でありすでにカテゴリ分類を終了したプロジェクトの環境社会配慮に関する情報については、JBIC ウェブサイトページ「現在融資検討中のプロジェクトでカテゴリ分類が終了したもの」から、最新の状況について確認が可能です。当該ページは、JBIC が出融資等のご相談を受けるプロジェクトの状況に応じてアップデートしており、出融資等の検討が中断となれば（例えば、プロジェクトの中断やお客様から出融資等の検討中断のご要請がある場合等）、適時に掲載終了の手続きをとることになります。検討中断となる事情は個別プロジェクト毎に異なること及び当該ページ上部でも「JBIC が現在融資を検討中でありすでにカテゴリ分類を終了したプロジェクトを示しています。」と明記していることから、FAQの追加は特段必要ないものと考えております。</p>
14	<p><u>その他</u> （改訂案の規定に係る事項ではなく、JBIC ウェブサイトに掲載されている）「環境社会配慮問い合わせ」フォームにおける「会社・団体名称」は必須記載事項とすべきではない。</p> <p>理由：JBIC への情報提供を国内外のステークホルダーが確実にできるよう、「環境社会配慮問い合わせ」フォームが設けられ、「現在融資検討中のプロジェクトでカテゴリ分類が終了したもの」に係るウェブサイトのページ等から同フォームに直接進める形となったことは評価できる。しかし、「環境社会配慮問い合わせ」フォームにおいて「会社・団体名称（必須）」とされていることから、個人での情報提供が難しくなっている。</p> <p>異議申立手続要綱では、「申立人の要件」として、「異議申立は、当該プロジェクトにより現実の直接的な被害を受けたあるいは相当程度の蓋然性で将来被害が発</p>	<p>ご意見を踏まえ、ご指摘の「環境社会配慮問い合わせ」フォームにおける「会社・団体名称」については任意記載事項に変更します。</p>

	<p>生ずると考えられる当該国の 2 人以上の住民によりなされることが必要である」と規定しており、団体や組織体に所属している住民が申立てを行なうことを必ずしも想定していない。</p> <p>同様に、当該プロジェクトの被害を受ける住民個人が「環境社会配慮問い合わせ」フォームを利用して情報提供や懸念を伝えるケースも想定すべきであることから、「環境社会配慮問い合わせ」フォームにおける「会社・団体名称」の記載を「必須」事項とすることは適切でないと考える。</p>	
15	<p><u>その他</u></p> <p>(改訂案の規定に係る事項ではなく、JBIC ウェブサイトに掲載されている)「現在融資検討中のプロジェクトでカテゴリ分類が終了したもの」のウェブサイトページでは、カテゴリ C 案件についても「環境社会配慮問い合わせ」フォームに進める形になっているが、「融資契約締結済みのプロジェクトについて、国際協力銀行の行った環境レビュー結果等」のウェブサイトページでは、環境レビューが省略されているカテゴリ C 案件の情報が掲載されていないため、カテゴリ C 案件についての「環境社会配慮問い合わせ」フォームに進めるリンクが示されていない。JBIC の意思決定後、カテゴリ C 案件について「環境社会配慮問い合わせ」フォームに進みたい場合は、どこからアクセスが可能か、ご教示いただきたい。</p>	<p>ご指摘のケースについては、当該ウェブサイトページのその他のプロジェクトに関するお問合せフォームから問い合わせが可能です。</p>
16	<p><u>その他</u></p> <p>ステークホルダーを含む第三者からの情報提供を滞りなく確実に受ける（そして対応する）ことができる体制として、入力フォームでの受付をご検討中との説明がコンサルテーションにて JBIC よりあったが、できるだけ情報提供がしやすい条件を整えることが肝要と考える。例えば、使いやすいインターフェースとフォームが存在することをステークホルダーに何らかの方法で周知すること、多言語対応、通信情報の暗号化等による情報提供者保護など。</p> <p>また、組織・個人を問わずに利用可能にしておくべきである。現行の「環境社会配慮問い合わせ」フォームでは「会社・団体名称」が必須項目になっているため、個人を排除してしまう。このような設定は適切ではない。仮に個人の場合は別フォーム (Contact Us) を使って欲しいということであれば、そういった案内をしておくべきである。</p>	<p>「環境社会配慮問い合わせ」フォームについては、本年 4 月に移行済みです。なお、「環境社会配慮問い合わせ」フォームにおける「会社・団体名称」については上記 14 を参照ください。</p>